

各種所得一覧

所得の種類		所得の内容	所得金額の計算方法		備考		
事業所得	営業等	小売業、飲食店業、製造業など、いわゆる営業活動から生じる所得又は医師、弁護士、税理士、俳優、外交員等の自由職業や漁業から生じる所得	収入金額－必要経費＝事業所得の金額				
	農業	農産物の生産、果樹などの栽培、養蚕、農家が兼営する家畜などの飼育の事業その他これに類するものなどから生じる所得					
不動産所得		地代、家賃、借地権設定などから生じる所得	収入金額－必要経費＝不動産所得の金額				
利子所得		公社債、預貯金の利子並びに合同運用信託、公社債投資信託及び公募公社債等運用投資信託などの収益の分配による所得	収入金額＝利子所得の金額				
配当所得		株式の配当、出資の配当、剰余金の分配による所得	収入金額－株式などの元本取得のために要した負債の利子＝配当所得の金額		区分	市・県民税	
					上場株式等 (※保有株式等が総発行株式数の3%未満に係る配当)	申告不要 ※注①	
配当所得		株式の配当、出資の配当、剰余金の分配による所得	収入金額－株式などの元本取得のために要した負債の利子＝配当所得の金額		上記以外 (※上場株式等で保有株式等が総発行株式数の3%以上に係る配当又は非上場株式等に係る配当)	配当金額か、10万円に配当計算期間の月数をかけて12で割った金額以下 申告必要 ※注②	
					その他の配当	申告必要 ※注②	
				※注① 市・県民税は「配当割」としてすでに5%の額が特別徴収されています。申告は不要ですが、申告された場合には所得割を課税し、所得割額から配当割額相当額を控除し、清算します。この場合、配当割額又は株式等譲渡所得割の控除に関する事項欄に配当割額相当額を記入してください。 ※注② 確定申告が不要な場合でも、市・県民税の申告は必要です。			
退職所得		退職金、一時恩給、確定給付企業年金法及び確定拠出年金法による一時払の老齢給付金などの所得	(収入金額－退職所得控除額)×1/2＝退職所得の金額				
給与所得		給与、賞金、賞与などの所得	給与等の収入金額の合計額		給与所得の金額		
			から	まで		0円	
			550,999円まで				
			551,000	1,625,000	給与等の収入金額の合計額から550,000円を控除した金額		
			1,625,001	1,800,000	給与等の収入金額の合計を「4」で割って千円未満の端数を切り捨ててください。(算出金額:A)	A×4×60%+100,000円	
			1,800,001	3,600,000		A×4×70%-80,000円	
			3,600,001	6,600,000		A×4×80%-440,000円	
			6,600,001	8,500,000	収入金額×90%-1,100,000円		
8,500,001円以上		収入金額-1,950,000円					
雑所得		公的年金等 国民年金、厚生年金、共済年金、恩給など (障害年金、遺族年金などの非課税年金を除く)	※65歳以上※ 公的年金等の収入金額の合計額 公的年金等の所得金額		公的年金等に係る雑所得以外の合計所得金額が1,000万円以上2,000万円未満の場合は、公的年金等の所得金額が左記の表の計算結果に10万円加算されます。		
			1円から3,300,000円まで			収入金額-1,100,000円	
			3,300,001円から4,100,000円まで			収入金額×75%-275,000円	
			4,100,001円から7,770,000円まで			収入金額×85%-685,000円	
			7,770,001円から10,000,000円まで			収入金額×95%-1,455,000円	
			10,000,000円以上			収入金額-1,955,000円	
			※65歳未満※ 公的年金等の収入金額の合計額 公的年金等の所得金額				公的年金等に係る雑所得以外の合計所得金額が2,000万円以上の場合は、公的年金等の所得金額が左記の表の計算結果に20万円加算されます。
			1円から1,300,000円まで		収入金額-600,000円		
			1,300,000円から4,099,999円まで		収入金額×75%-275,000円		
			4,100,000円から7,699,999円まで		収入金額×85%-685,000円		
7,700,000円以上		収入金額×95%-1,455,000円					
10,000,000円以上		収入金額-1,955,000円					
		業務 副業に係る収入のうち営利を目的とした継続的なものから生ずる所得					
		その他 原稿料や講演料、生命保険の年金など他の所得に当てはまらない所得	公的年金以外の雑収入-必要経費				
一時所得		生命保険、郵便局等の満期保険金、懸賞の賞金品などのような一時的な所得	(収入金額-必要経費-特別控除)×1/2 ※特別控除額は原則上限50万円				
総合譲渡所得		分離課税される土地建物等の譲渡を除く、機械、車両やゴルフ会員権等の譲渡による所得 所有期間5年以下は短期譲渡、所有期間5年以上は長期譲渡、5年超は長期譲渡	短期譲渡: 収入金額-(取得費+譲渡費用)-特別控除 長期譲渡: {収入金額-(取得費+譲渡費用)-特別控除}×1/2 ※特別控除額は、原則上限50万円				